

福井県報

号外第40号
令和6年
7月1日(月)
火曜日発行

告示

— 目次 —

○高さ指定道路の指定(三〇九・道路保全課)……………1

告示

福井県告示第309号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和6年7月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定する道路の路線名および区間

路線名	区間
主要地方道 福井加賀線	福井県福井市御幸4丁目23 17から 福井県福井市中央2丁目10 01番1地先まで
主要地方道 福井朝日武生線	福井県福井市中央2丁目10 01番1地先から 福井県福井市島寺町17字6 1まで

2 指定する期日 令和6年7月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(または横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報

を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

令和六年七月一日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県